

幕末明治の写真師列伝 第七十二回 武林盛一 その三

前述のことは、岩佐博敏編『北海道写真百年史』（札幌写真師会、1970年）によれば、明治6年(1873)11月、亀蔵は御用掛の雇いをとかれて、以下のようにあることから確認できる。

「開拓使下渡島国函館市民 武林盛一 三十二才
明治五年六月廿日

一、御用掛申付候事 但 月給三十円被下
明治六年十一月四日

一、補開拓使十五等出仕 同年十一月廿九日

一、依願免出仕

この開拓使辞令では「武林亀蔵」ではなく「武林盛一」としているの、これ以降は本稿も亀蔵から盛一として記すことにする。また同書によれば、

「岩村判官外一名ヨリ西村権判官外一名

<函館所々真景ノ写真回送>

当地写真致候者無之而時トシテ御差支モ有之候付先般武林盛一御用掛申付候然ルニ景色写取鏡無之先便御注文及ヒ置候通左ノ人躰ノ写真鏡ヲ以テ当地所々真景写取出候付御一覽御回申入候也 八月八日土肥怨平 岩村通俊 西村貞陽 殿 田中清之進 殿」とあり、この当時の札幌には写真師がないため、北海道各地の開拓、建設工事状況などを報告するのに大変不便であったので、武林盛一を写真の御用掛として雇うことにしたが、困ったことに武林盛一の写真機は人物撮影用のレンズで、風景写真を写すには不向きではあるが、やむを得ずこの写真機で各地の風景写真を撮ったのでこの写真をご覧くださいと述べている。明治5年(1872)の「開拓使公文録」によれば、

「岩村判官殿 杉浦判官殿 堀権判官殿 東京権判官 今般女学校御開設に付御雇入候処ノ和蘭女教師兩名ノ写真出来候間別紙三葉御回申入候也 壬申八月廿三日」

「丙第一千三十八号 根室国野付湾ノ図出来ニ付五枚也御回致条落手有之度此段申入候也 壬申九月十日 開拓使 御中 海軍省」とあり、武林盛一は、南一条西三丁目にあった旧脇本陣を修築して校舎とした札幌女学校の写真や、根室の野付湾の写真撮影をしていたことが判る。

明治5年(1872)9月18日、札幌に横浜の有名な写真師スティルフリードが来る。これは開拓使が開拓の現状を写真撮影するためにスティルフリードに依頼したのである。スティルフリードは同年10月2日まで札幌市内各所の撮影をして、帰路は函館に立ち寄り、10月28日函館港発のアメリカ船レリーフ号で横浜に帰った。

このわずか2か月間のスティルフリードの道内撮影旅行の間に、東京、函館、札幌の開拓使官員1名ずつが、写真伝習の名目でスティルフリードの撮影旅行に同行している。この当時の開拓使の写真御用掛は、東京の河田紀一、函館の紺野治重、札幌の武林盛一の3人であった。これについては「開拓使公文録」に、

「工業係ヨリ写真師仏人スチールフリート北海道出張ニ付伝習人採用申立 武林盛一 函館建築係 近藤 某 右ノ者今般横浜表仏人スチールフリート御雇入ニ相成写真取方候北海道札幌迄罷越候ニ付、右同行被仰付候様致度存候也 八月日欠附箋 本文札幌表へ罷越候ニ付、同所ヨリ函館迄帰路随行写方伝習被仰付度候也西村権判官外一名ヨリ岩村判官二名へ同上伝習人ニ付掛合 其許詰写真係 武林盛一 其許詰建築係 紺野齊平 其許札幌写真方トシテ於横浜仏人スチールフリート御雇入相成当月廿九日頃発足ノ筈ニ付右武林儀函館迄仏人帰路ノ節紺野儀札幌迄往来随行、写真方伝習候様、御達有之度、此段次官殿ヨリ承知致及御掛合候也八月廿五日 猶紺野儀ハ元斗南藩士ニテ函館ニ於テ拝命ノ人ニ候也」と記されている。また、函館建築係の「近藤 某」の所は赤線が引かれて、「紺野齊平」と訂正されている。さらに、この「紺野齊平」とは、函館の写真師、紺野治重の通称で、「元斗南藩士」と書かれているのは、福島県相馬郡出身の元相馬藩士であった紺野治重が戊辰戦争に参加して減封処分を受けて、後に斗南藩に属していたためである。「開拓使公文録」には、

「岩村判官外一名ヨリ西村権判官外一名(同上回答) 於横浜仏人スチールフリート御雇入相成八月廿九日頃発足ノ筈ニ付テハ当所写真師武林盛一義右仏人帰函ノ節随行、写真伝習候様御掛合ノ趣承知致候、其通申渡置候、則スチールフリートハ昨十八日当所着相成申候、依テ此段御答申入候也 九月十九日」とあり、さらに武林盛一の「開拓使職員録」に、

「明治五年九月十日

一、函館出張申付候事、但、御雇仏人スチールフリートへ付添シ、写真方伝習候事 同年十月十四日

一、函館出張申付候処、出張及バス候、西洋御雇写真師、当地着ノ上帰路随従シ伝習申シ付候事」

武林盛一がスティルフリードに助手として随行し、札幌から函館まで帰路、同行したことが判る。

(森重和雄)